江東区事業継続計画　－震災編－　令和５年度修正　概要版 ①

第１章　江東区事業継続計画に係る基本事項

■事業継続計画改定の意義・役割

〇多方面からの支援を最大限活用するための庁内体制の整備
〇改定作業を契機とした職員の意識改革
〇改定作業を通じた関係機関との連絡体制の見直しと強化

■改定方針

〇新たな被害想定や最新の関係法令、関連計画を踏まえた改定
〇震災が発生したときに江東区災害対策本部機能をより迅速に発揮できる計画に改定
〇災害発生時に多数の職員が動けるよう、全庁的な取り組みによる改定作業
〇平常時から必要な対策の進捗管理を行うための仕組みの強化

■計画の目的

首都直下地震の発生により、行政機能が低下し、限られた人的・物的資源での対応が求められる場合であっても、区民の生命・身体及び財産を守り、区の責務として区民生活に不可欠な行政サービスを継続するための「対応の基本的な考え方」と、災害時の区の機能低下を最小限に留めるための「事前に取り組むべき対策事項・内容」を示すことを主たる目的として「区ＢＣＰ（震災編）」を策定する。

表　区地域防災計画と区ＢＣＰ（震災編）との比較表

項　　目	区地域防災計画	区ＢＣＰ（震災編）
位置づけ	災害対策基本法に基づく、災害対策に関する実施事項や役割分担等を規定する総合的かつ基本的な計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、震災対策業務及び優先度の高い通常業務の継続・早期再開を実施できるようにするための計画
作成主体	江東区防災会議	江東区
業務範囲	・災害予防業務 ・災害応急業務 ・復旧対策業務 ・復興業務（一部）	・優先度の高い通常業務 ・災害応急業務 ・優先度の高い復旧・復興業務 ・事前対策業務
計画期間	予防～応急、復旧・復興	事前対策＋発災～１ヵ月
焦　　点	・区内の人的・物的被害の発生を前提（行政の被災は想定しない） ・区各部として実施するべき業務内容の全てを計画化 ・業務に従事する職員用の水、食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない	・区内の人的・物的被害の発生に加え、区内の行政機能の確保が困難な状況を前提（行政の被災を想定） ・実施すべき業務の優先度を考慮し、計画化 ・業務の開始目標時間を設定 ・業務に従事する職員の水、食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある

■計画の基本方針

〇地震による甚大な被害が発生した場合は、区民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画による災害応急対策業務を最優先に遂行する。
〇地震発生から 72 時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置くため、区民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
〇休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、区民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
〇優先度の高い継続する通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。
〇非常時優先業務に必要となる人員及び資機材の配分は、全庁横断的に行い、不足する人的・物的資源は、公共的団体及び区民等の外部からの支援により確保する。

第２章　被害の想定等

■前提とする地震とその揺れ

「首都直下地震等による東京の被害想定」における「都心南部直下地震（M7.3）」の休日で冬の夕方 18 時（風速 8m/s）を前提とする。

■揺れによる震度分布

前提とする「都心南部直下地震」が発生した場合、江東区のほぼ全域である 98.1%が震度６強及び震度７の地域に当たると想定されている。

江東区の想定震度分布
震度６弱：　1.9%
震度６強：　84.4%
震度７　：　13.7%

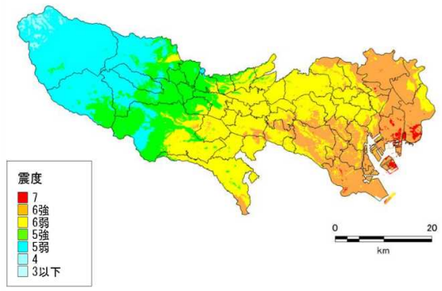

■想定される庁舎施設使用の可否＜防災センター＞

区の被害等の全般想定から、防災センターの被害状況等を想定した。

表　想定される防災センター使用の可否イメージ

発災後の経過時間		直後～24 時間	24 時間～48 時間	48 時間～72 時間	72 時間～１週間	１週間～２週間	２週間～１ヶ月
執務環境		■	■	■	■	■	■
エレベータ		■	■	■	■	■	■
電　気		■	■	■	■	■	■
上水道		■	■	■	■	■	■
下水道		■	■	■	■	■	■
ＰＣ・ＯＡ機器		■	■	■	■	■	■
情報システム	基幹系システム				■	■	■
	庁内系システム				■	■	■
	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・外部ﾒｰﾙ				■	■	■
	端末類				■	■	■
電話	内　線	■	■	■	■	■	■
	一　般				■	■	■
	携　帯	■	■	■	■	■	■
	災害時優先電話	■	■	■	■	■	■

■ 使用可能　■ 一部使用可能

■職員の参集予測

夜間・休日に地震が発生した場合を想定し、「都心南部直下地震」が発生した場合の参集可能な職員数を算定した。72 時間以内は 20%の職員が参集困難、2 週間までは 10%は参集困難、1 か月経過後も 2%が参集困難とした参集困難条件考慮の結果が下表のとおりである。

表　区全体の参集予測状況（参集困難条件考慮）

項　　目		合計	参集人数（時間経過ごとに累計）						
			１時間	３時間	６時間	24 時間	３日	１週間
全体	参集人数※１	2,610	262	910	1,282	1,516	1,823	2,351
	参集率（%）	100.0	10.0	34.9	49.1	58.1	69.8	90.1

※１：参集人数に再任用者は含むが、会計年度任用職員は含まない。
※２：各部の参集人数は小数点以下第一位を四捨五入し計算しているため、各値の合計値が参集可能職員数とならない可能性がある点に留意する。

第３章　事業継続に必要な態勢の確立

■本部設置時の運用体制の確立

本部の設置により、区長を災害対策本部長とし、副区長及び教育長を災害対策副本部長とする全庁的な体制を確保する。また、災害対応の中心的な活動を担うため、本部長は「本部長室」を開設し、本部長室の構成員を招集することにより、具体的な運用体制を確立する。

図　本部組織の体制

■被災状況に応じた持続可能な体制の構築

災害対応が長期にわたる見込みの場合は、精神面も含めた職員の健康管理が重要であり、心身の疲労を察知できるようなケア対策の一つとして、各部等において、早期にローテーションの体制を組むなどが必要となる。

第４章　区が実施する非常時優先業務

■非常時優先業務の選定

大規模地震発生時に、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するため、区として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

図　地域防災計画・事業継続計画・各業務の範囲

江東区事業継続計画　－震災編－　令和５年度修正　概要版 ②

■非常時優先業務の選定基準

区全体共通の非常時優先業務の選定基準を定める。発災後の時間区分によって業務は変化するため、事業継続計画の対象期間である１か月を６フェーズに分け、選定基準を設定する。

表　フェーズに応じた非常時優先業務の選定基準（概要）

時間区分	非常時優先業務の選定基準
フェーズ１（～３時間）	中心業務は「区民の生命・財産を確保」
フェーズ２（～２４時間）	中心業務は「応急活動の開始」
フェーズ３（～７２時間）	中心業務は「被災者への支援を拡充」
フェーズ４（～１週間）	中心業務は「被災者の健康と生活の確保」
フェーズ５（～２週間）	中心業務は「被災者の生活の質を向上」
フェーズ６（～１カ月）	中心業務は「生活の本格再建」

■非常時優先業務

通常時と震災時に実施を予定している区の全ての業務を対象に、非常時優先業務の選定を行った結果、非常時優先業務の総数は 326 件であった。

表　時間別非常時優先業務数（令和６年３月時点）

業務開始目標時間	通常時業務	震災時業務
発生から３時間まで	１９	76
３時間から 24 時間まで	6	62
24 時間から 72 時間まで	9	46
72 時間から７日まで	7	40
８日から 14 日まで	10	17
15 日から１か月まで	18	16
合　　計（総業務数）	69	257

■非常時優先業務必要人数

選定した非常時優先業務を実施するための必要人数を業務別に時系列で算出した。算出に当たっては、当該業務における人工（≒発生業務量）の考え方を採用し、職員一人が通常の勤務時間内（約８時間）で実施可能な業務量を「１」として、それが各フェーズの１日においてどれだけ発生するのかを設定した。そこから推計した必要人数の合計は下表のとおりとなった。

表　時間別非常時優先業務必要人数（令和６年３月時点）

	発生から３時間まで	３時間から 24 時間まで	24 時間から 72 時間まで	72 時間から７日まで	８日から 14 日まで	15 日から１か月まで
合計	1,557.0	2,115.5	2,431.2	2,165.6	2,177.9	1,772.6

表　参集可能職員数と必要人数の比較

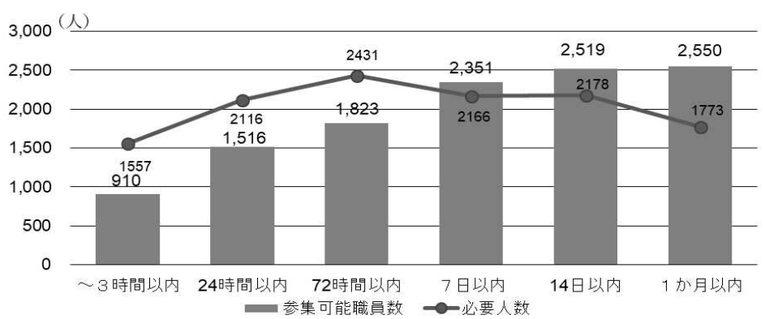

第５章　事業継続に必要な各種環境・資源の確保

非常時優先業務を遂行する上での全庁的な課題と対策の概要を整理した。

表　非常時優先業務遂行上の主な課題と対策（概要）

項目			主な課題	対策の方向
全般事項に係る課題及び対策の方向	態勢	本部の運用態勢の確保	○本部の運用態勢の検討や準備が十分とは言えず、本部を具体的かつ効果的に運用するための方策が定まっていない。	○定期的な訓練等を通じて継続的により実効性の高い本部設置時の運用態勢について検討していく。
		応援・受援の考え方の確立	○人材の応援受援について手順を整理しているものの、各部課で災害対応上必要な人材確保が十分とは言えず、外部事業者等との連携・協力体制が十分とは言えない。	○災害対応上必要な人材について検討し、必要な協定の締結等を推進する。
	執務環境の確保	耐震化の実施	○公共施設においては耐震化が完了しているものの、経年劣化により、落下物等の危害が生ずるおそれがある。 ○公共施設の非構造部材について耐震確保状況が十分とは言えない。	○日常的に施設全体の安全点検に努める。 ○公共施設の建設や大規模改修の際には非構造部材の耐震確保についても検討する。
		執務室の安全対策	○PC・OA 機器・大型の什器の転倒・移動防止措置や、棚等からの重量物の落下防止措置等が十分とは言えない。	○PC・OA 機器等の転倒・移動防止措置、ガラスの飛散防止対策を継続的に実施し、執務スペースの被災を最小限にする。
		職員用飲料水・食料・トイレ等の確保	○職員向けの飲料水、食料、トイレの確保は十分とは言えない。	○業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレの確保について検討する。 ○職員の任意備蓄を推奨する。
		消耗品・備品等の確保	○業務を継続するための消耗品等が不足する可能性がある。	○平常時からの一定量の確保について検討する。 ○外部事業者等との協力体制等、発災時の調達方法について検討する。
		代替庁舎の選定状況	○庁舎が使用不可となった場合の代替執務スペースの検討が不十分である。	○庁舎内外で発災時に執務可能なスペースの情報を集約し、代替庁舎等の選定を検討する。
		車両の管理	○災害時に活用可能な輸送手段としての車両について庁有車だけでは不足する可能性がある。	○庁有車以外の活用についても検討し、協定団体、平常時の業務協力団体との協力体制を推進していく。
		燃料等の管理	○災害時の燃料確保について不足する可能性がある。	○災害時の燃料確保策について国、都からの受援体制を検討するとともに、協定団体等との協力体制を推進する。
		電力の確保	○災害用非常発電設備が確保されていない出張所がある。 ○基幹情報システムへの電力確保が十分とは言えない。	○重要施設への電力確保や、災害用非常発電の電力供給や配分の在り方等を検討する。
	通信・情報システム	通信機能の確保	○様々な手段における通信機能の検討が必要。	○通信手段の確保に加えてその電源確保策についても検討が必要。
		情報システム機能の確保	○基幹系システム及び庁内情報系システムの停電対策、外部通信回線の確保対策、情報システム等の復旧作業等への検討が十分とは言えない。	○基幹系システム及び庁内情報系システム等の早期回復対策、区民サービスの確保対策、外部事業者等への協力依頼等を推進・検討する。
	組織的な災害対応能力	教育・訓練の計画・実施	○職員の災害対応力向上のための教育・訓練や、マニュアル等の検証の機会が十分とは言えない。	○教育・訓練の在り方を検討し、年間の訓練計画に反映、継続的に実施する。 ○マニュアル等を検証する機会を企画・実施する。
個別事項に係る課題及び対策の方向	資源の確保	業務遂行に必要な資源の確保	○非常時優先業務の遂行に必要不可欠な資源の確保の準備が十分とは言えない。	○代替者を定め、研修を計画的に実施する。 ○設備・資機材等への対策、被災した場合の代替確保対策を推進する。 ○外部事業者との協定締結、連携・協力体制の確保を推進し、代替事業者の選定を継続的に検討する。
	災害対応の実効力	災害対応マニュアルの充実	○既存のマニュアル記載内容だけでは円滑な実施が困難な業務が存在する。	○様々なケースを想定し各種マニュアル記載内容の統合・整理を進め、マニュアル間の連関性を高めるとともに、訓練やイメージトレーニングなどの実施結果（教訓）を効果的に反映させるスキームを検討する。
		業務遂行能力の習得	○災害対応能力向上のための教育・訓練を推進するための計画や仕組みが確立しておらず、業務に必要な知識・技能を習得するための研修等の機会が限定的である。	○各部課の事前対策計画に基づき、各部課レベルでの教育・訓練の機会を設け、実施する。 ○全庁レベルの訓練を継続的に実施し、災害対策の実効性を高めていく。

第６章　事業継続管理（ＢＣＭ）

■事業継続管理（ＢＣＭ）について

事業継続管理（ＢＣＭ）は、地域防災計画の修正や被害想定の見直し、人事異動による人的資源の配置の変更、事前対策の推進による事前対策内容の改善などを通じて、区ＢＣＰ（震災編）の実効性を確保し、また向上させるために実施される継続的な改善の取り組みをいう。

■事業継続管理のための基本的な枠組み

区ＢＣＰ（震災編）の実効性の確保、継続的な内容の向上を図るために、ＰＤＣＡサイクルに基づく区 BCP（震災編）の継続的改善の推進を行うものとする。本区ではＰＤＣＡの中心的役割を担うものとして、江東区事業継続管理委員会を設置している。

図　ＢＣＭのＰＤＣＡサイクル

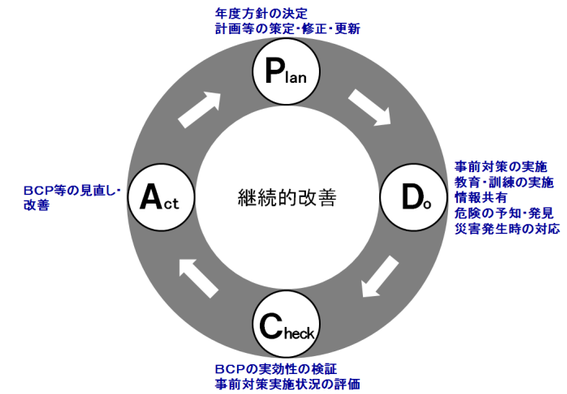

■全庁的な業務執行体制強化に向けた取り組み

全庁的な取り組みについては、「危機管理室が取り組むこと」のほか、「各所属が取り組むこと」として各所属、各職員も対策を実施する。

《各所属で取り組むこと》
○各所属職員の災害発生時の参集可能時間の確認（年度初め）
○事業継続計画の所属職員による確認（年度初め）
○非常時優先業務の体制検討と所属職員への周知
○参集直後に実施するべき所属の行動の整理
○人事異動に伴う引継ぎ等の実施
○所属長は、下記の《職員が取り組むこと》の実施状況を確認

《職員が取り組むこと》
○自宅から職場までの災害発生時の参集手段（原則徒歩・自転車。その他活用可能な手段）による参集ルートの確認
○同居する家族に、職員の介助や保護がなければ、最低限の生活が維持できない者がいる場合、大規模地震発生時に職員が出勤できる対策の実施
○自宅の家具等の転倒防止対策の実施
○大規模地震発生時の家族の避難場所の決定
○勤務時間中に大規模地震が発生した場合の家族の安否確認の方法の決定

その他、対応力を高める研修・訓練も実施する。

■関係機関・協力事業者との連携・協力体制の構築

大規模災害時に本区の業務を円滑に実施するためには、本区だけではなく関係機関、協定団体の協力が不可欠であり、協定の拡充や協定内容の具体化等を図り、訓練の実施を通じて実効性を高めていく。